

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年4月6日

金曜日

号外

## 目次

### 告示

○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	1
○土地改良区の定款変更の認可	2

## 告示

### 富山県告示第198号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営若栗南部地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月6日

富山県知事 石井 隆 一

#### 1 縦覧に供すべき書類

県営若栗南部地区土地改良事業変更計画書の写し

#### 2 縦覧の期間

平成30年4月6日から

平成30年5月9日まで

#### 3 縦覧の場所

黒部市役所

### 教示

- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

### 富山県告示第199号

土地改良区の定款変更の認可について

氷見市土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成30年3月28日認可した。

平成30年4月6日

富山県知事 石 井 隆 一